様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画書

令和　8　年　6　月　11　日

(宛先)松本市長　臥雲　義尚 様

提出者
住　所　長野県松本市高宮東3番35号
氏　名　株式会社 みすず建設
代表取締役　山﨑　公郁
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　0263－25－9201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 みすず建設
事業場の所在地	長野県松本市高宮東3番35号
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

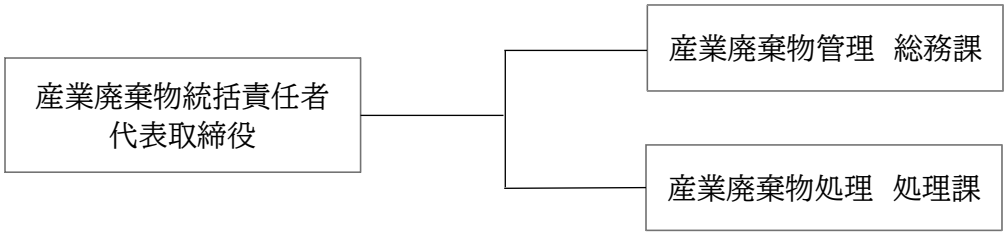
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	07　職別工事業
②事業の規模	元請完成工事高　27,294万円
③従業員数	12名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2のとおり

(日本産業規格　A列４番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
排　　出　　量	10,333.83　t	

（これまでに実施した取組）

解体工事を計画的に行い、事前に再利用可能な柱及びサッシ等は生かし取りを行い活用できるようにする。
また、手作業による分別解体を促進し、有価物及びリサイクル可能なものを選別することで廃棄物の発生を抑制する。

②計画

【目標】計画的に解体を行い、廃棄物の排出量を減らす

産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
排　　出　　量	8,828.01　t	

（今後実施する予定の取組）

解体工事の作業手順を立て、効率の良い手壊し手分別の解体を徹底する。作業工程、分別の手順、安全管理の指導を作業員に周知徹底する。
また、作業員の技術向上を図る勉強会を開き、作業の安全対策と共に産業廃棄物の発生抑制の必要性を理解させ実行する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

木くず、金属くず、コンクリートがら、アスファルトがらは排出量のほぼ100%再生できるよう努めている。その他がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず陶磁器くず、繊維くず、石綿含有建材の分別を行っている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

木くず、金属くず、コンクリートがら、アスファルトがら、繊維くず、その他がれき類、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、石綿含有建材の分別を行う。それぞれ出来るだけ再生につながるよう引き続き手壊し手分別で作業する。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

無し</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

無し</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙1のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産
業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
分別して産業廃棄物を圧縮梱包することにより容量の減量化を行っている。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】分別処理の徹底</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙1のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
引き続き産業廃棄物の選別後、破砕、圧縮梱包による容量の減量化を行っていく。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		

（これまでに実施した取組）

無し

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	―	

（今後実施する予定の取組）

無し

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
全処理委託量	10,333.83 t	
優良認定処理業者への処理委託量	976.93 t	
再生利用業者への処理委託量	10,108.13 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	

（これまでに実施した取組）

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他規制を遵守すると共に行政の環境保護政策に協力し、産業廃棄物を適正処理出来る確かな委託業者を選出している。

また、産業廃棄物の委託契約書を締結している。処理を委託している産業廃棄物のマニフェストを交付し管理している。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】適正な処理業者と委託契約を行い、マニフェストを交付する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙1のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>8,828.01 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>886.01 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>8,661.51 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他規制を遵守すると共に行政の環境保護政策に協力する。産業廃棄物を適正処理出来る確かな委託業者を各業界より情報収集し選出する。それぞれの産業廃棄物を厳選した委託業者と産業廃棄物処理委託契約を締結した後、処理を委託する産業廃棄物のマニフェストを交付し管理保管する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別紙１

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量
「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

【令和8】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：ｔ）

産業廃棄物の種類		総排出量（※）		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託に関する事項									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1　燃え殻																				
	2　汚泥																				
	3　廃油																				
	4　廃酸																				
	5　廃アルカリ																				
	6　廃プラスチック類	47.20	42.00									47.20	42.00	34.80	32.00	1.60	1.50				
政令	1　紙くず																				
	2　木くず	654.50	550.00									654.50	550.00	73.00	65.00	593.50	530.00				
	3　繊維くず	3.50	3.00									3.50	3.00	1.10	1.00	2.40	2.00				
	4　動植物性残さ																				
	5　ゴムくず																				
	6　金属くず	98.60	98.00									98.60	98.00	98.60	98.00	98.60	98.00				
	7　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	113.30	100.00									113.30	100.00	46.00	40.00	34.10	30.00				
	8　鉱さい																				
	9　がれき類	9,377.90	8,000.00									9,377.90	8,000.00	723.40	650.00	9,377.90	8,000.00				
	10　家畜ふん尿																				
	11　家畜の死体																				
	12　動物系固形不要物																				
	13　ばいじん																				
	14　処分するために処理したもの																				
安定型混合廃棄物		38.80	35.00									38.80	35.00								
水銀使用製品産業廃棄物		0.03	0.01									0.03	0.01	0.03	0.01	0.03	0.01				
合　計		10,333.83	8,828.01	0	0	0	0	0	0	0	0	10,333.83	8,828.01	976.93	886.01	10,108.13	8,661.51	0	0	0	0

※　**総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量**

【記載方法】

・産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績（現状）の量を、右側に本年度計画（目標）の量を、それぞれ記載してください。
・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。

【 別紙2 】

産業廃棄物の一連の処理工程

